

福井県介護ロボット導入支援事業補助金 QA集

質 問	回 答
<p>過去に当該補助金の交付を受けている場合、今年度の申請はできないのか。</p>	<p>できません。 介護ロボット普及促進の観点から、1事業所につき1回の補助としています。 よって、A法人B事業所Cサービスが過去に当該補助金の交付を受けている場合、A法人B事業所Cサービスは今年度の申請はできませんが、A法人B事業所Dサービスは今年度の申請はできます。</p>
<p>見守り機器の導入に伴う通信環境整備のための費用は本事業の対象経費となるのか。</p>	<p>なります。 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とします。 (対象経費) ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。) ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボット機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) ※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p>
<p>申請の際に業者見積を添付しなければならないのか。</p>	<p>見積書は必ずしも必要ではありませんが、ロボットの単価等が分かるパンフレットなど、積算の根拠となる資料を添付してください。</p>
<p>申請は事業所ごとに行うのか、それとも法人一括で行うのか。</p>	<p>法人一括で行ってください。ただし、申請書に添付する調書や計画書等は事業所ごと、介護ロボットごとに作成してください。</p>